

平成28年度 第1回 公共事業等審査会 議事概要

- 1 日 時：平成28年9月21日（水）13:00～16:00
- 2 場 所：兵庫県職員会館 1階 多目的ホール
- 3 出席者：沖村会長、足立委員、小谷委員、田中丸委員、野崎委員、服部委員、林委員、藤田委員、梁委員

3 議 事：

新規事業の審議案件の説明、質疑、審査

- (1) 河川事業 二級河川 津門川
- (2) 河川事業 二級河川 八家川
- (3) 県営住宅整備事業 明石大久保南住宅
- (4) 県営住宅整備事業 明石舞子北第1住宅
- (5) ほ場整備事業 片田地区

<議事概要>

- (1) 河川事業 二級河川 津門川【事務局から新規評価調書に基づき説明】
- (2) 河川事業 二級河川 八家川【事務局から新規評価調書に基づき説明】

①河川全般

○委員

浸水被害を繰り返している河川はたくさんある。河川整備の優先順位を決める基準はあるのか。

○事務局

治水安全度が低い、氾濫想定区域内の資産が高い等の指標をもとに総合的に勘案して優先順位を決めている。この順位をもとに、10カ年毎に事業箇所を社会基盤整備プログラムに掲載、公表している。

○委員

例えば、点数評価は行っていないのか。

○事務局

行っていない。緊急性や必要性を総合的に評価している。

○委員

たくさんの要望がある中、整備を待っている地域に対して、もう少し客観的な要素を盛り込んで、決めていく方が県民の理解が得られるのでは。

○事務局

1つの客観的指標としては地域の治水安全度があり、これをよく見ながら、バランスよく整備を進めていくこととしている。また、整備の順番も、今後20～30年の整備箇所を地域住民に示しながら、河川整備計画を策定しており、バランスよく整備を進めている。

②津門川

○委員

どういう経路で、地下河川に氾濫水等を導くのか。

○事務局

本河川のほぼ最上流部で、地下河川の取り込み口を設置し、下流への流量を減らす。合わせて、西宮市も下水道整備を行い、氾濫水を地下河川に導き、浸水エリアを減らす。

○委員

平成25年8月の浸水実績等を見ると内水の問題だと思う。これらが解消されるのか。

○事務局

浸水実績のある箇所については、津門川の西側に、西宮市が雨水幹線^{よそやがわ}四十谷川の浸水対策を実施していく予定。それが下流で津門川に合流し、浸水エリアを減少させる効果があると考えている。

○委員

西宮市の下水幹線と今回の地下河川は独立になっているか。

○事務局

別々である。

○委員

内水氾濫の部分は下水の方で整備するのか。

○事務局

下水で整備する。今回の事業では、下水を受ける河川を整備し、浸水を予防する。

○委員

用地補償（0.7億円）の対象は具体的には何か。

○事務局

津門川は、河川の下に地下貯留管を整備するので、用地買収は行わない。計上しているのは、流入立坑、到達立坑の工事における借地等。

○委員

治水整備をする場合、例えば河道掘削とか河川拡幅とか、いろいろな方法論があり、調節池や地下河川のようなものも選択肢として入ってくる。その際、いきなり地下河川や調節池が選択されるということはないと思う。当然、地区に応じた事情があり、これが選ばれてきたと思う。最終的に、地下河川になった経緯を説明して欲しい。

○事務局

通常は河川拡幅を考えるが、津門川で言えば、河道計画を検討したところ、2.5mから6.5mの拡幅が必要になり、事業箇所周辺が高度に都市化していることから、事業費が300億強になる。それ以外にも、全部を地下に貯める案など、いろんな案を比較した結果、実現性が高く、効率的である本案を選択し、その段階整備の中で、上流を貯留管として活用する計画。

同じように八家川も、河道整備やより上流での貯留等、バランスを見ながら比較を行い、今回の案を選択させていただいた。

○会長

津門川は地下河川を調節池として当分兼用させるということか。当分というのはどのぐらいか。

○事務局

時間軸で回答することは難しい。法定計画である河川整備基本方針の中で、地下河川を計画している。

○会長

整備計画の中には、入っていないのか。

○事務局

入っていない。

○会長

要望になるが、次期の整備計画には地下河川を入れて、今回実施する内容が、単に水貯めではなく、水路になるように、事業を推進していただきたい。

③八家川

○委員

事業対象の範囲の中に民家はないのか。

○事務局

民家はない。全て農地。

○委員

これらの土地は今後どうなるのか。

○事務局

事業着手後、県が買収し、買収後は調節池として使用する。

○委員

普段は草が生える状態になるのか。通常時の利用方法は。

○事務局

かなり広い土地であり、有効に活用したいが、地下水位が高く、普段から水気の多い土地になること、洪水の後は泥が堆積すること等、管理上の問題がある。今後、地域の方々や姫路市と利活用方法を検討していきたい。

○委員

県内で、同じような調節池の事例はあるか。

○事務局

県内でも事例はある。同じ姫路市では、船場川で競馬場の中央に調節池をつくっている。川西市の寺畑前川では、地下に大きなコンクリート構造物をつくり、地下調節池としている。

○委員

事業内容（河川整備計画）の流量、将来計画（河川整備基本方針）の流量がわかるように調書の記載方法を統一した方がよい。計画流量80m³/sの上には、河川整備計画に対する流量だという記載が必要ではないか。

○事務局

訂正する。

※ほ場整備の質疑後、訂正した調書を委員に配付・説明。了解を得る。

○委員

河川整備計画では、通常、20～30年間で当面整備すべき目標を立てるが、今回は一気に80m³/sまで届かずに、まずは65m³/sまで整備し、今後20～30年のうちに残りを改修するという理解でよいか。

○事務局

よい。引き続き着手する。

○委員

今回の調節池の設置で、浸水被害はどの程度軽減されるのか。

○事務局

解析では、浸水面積は28haほど減少する。

○委員

「環境配慮型のブロックを用いて整備し、生物の生息・生育、環境保全に努める。」と記載されているが、具体的にはどういう生物を対象にしているか。

○事務局

本河川では、植物の貴重種は確認されていないため、現時点では、具体的な保全対象は定まっていないが、在来種をできるだけ保全したいと思っている。

○委員

整備後に生息させる生物の目標を定めておかないと、整備した結果が良い方向に向いているのか、悪い方向に向いているのか分からない。適当に棲める生物だけ棲めば良いというのではなく、想定は考えておいた方が良い。別に貴重種でなくても構わない。環境配慮型ブロックも、対象とする生物により違ってくる。

○事務局

昔の日本の原風景が復元できれば良いと考えている。事業実施時には指導もお願いしたい。

○委員

調節池の機能を確保しようと思うとメンテナンスが必要。管理コストはどの程度必要か。また、管理方法は。

○事務局

洪水により泥が堆積する。その度、除去するにはコストがかかる。一方で、泥が堆積し、調節池の容量が減ってしまえば問題がある。通常の河川管理の範囲で管理していく。

○委員

調節池にするということは、地域住民にどのように知らせたり、同意を得たりしているか。

○事務局

河川整備計画を策定する中で、説明会や縦覧という形で計画案を知らせている。事業化後は、具体的な案を示し、説明していく。

○委員

調節池は、かなり広い面積の空間ができる。散策通路を設けるとか、いろいろな利用案があると思うが、できるだけ安全に利用可能な整備をしていただきたい。

○会長

調節池は、いろいろな河川で平常時に活用されている。それは住民に対して「いわゆる社会インフラがこんな形で役に立つ」という、PRの絶好の場になると思う。どんな形で平常時に県民の方々に触れてもらうのか。メンテナンス費用が必要なことは初めから覚悟していることであり、県民が親しめるようなインフラを目指せば、県民理解が進むと思う。

(3) 県営住宅整備事業 明石大久保南住宅【事務局から新規評価調書に基づき説明】

(4) 県営住宅整備事業 明石舞子北第1住宅【事務局から新規評価調書に基づき説明】

○委員

部屋タイプがS、M、L、Oとあるが、配置はどのようになるか。

○事務局

建物の構造上、垂直にS、M、L、Oと並ぶ。基本的な考え方として、1つのフロアにエレベーターに近いところからS、M、L、Oと配置する。1つのフロアに4つのタイプが存在するよう工夫している。

○委員

高齢者の引き籠りを無くすために何か工夫をしたほうがいい。例えば、エレベーターの近くにベンチを置く等。簡単なたまり場があれば、そこに行けば誰かと会えることになる。このような計画はないか。

○事務局

各住棟では特に設けないが、いろんな世代が集まれるよう、1箇所まとめて公園を設置し、ベンチも設ける。

○委員

高齢の方が孤独になるのを防ぐような工夫を、公園の活用などで行っていただきたい。
また、公園まで行かなくても人と触れ合うような所があるとよい。

○事務局

ハードな対策に加えて、ソフト面での対応も必要と考えている。例えば、75歳以上の高齢者に対して月2回の声かけ、見回りを指定管理者に依頼しているが、もう少し回数を増やすことも検討するなど、ソフト面の取り組みも進める。

○委員

現在の入居戸数を計画戸数としているが、新たな入居者ニーズへの対応は。

○事務局

今年の5月に「ひょうご県営住宅整備・管理計画」を改定した。その改定議論の中で、民間住宅を含めた住宅政策全体を見た場合、今後も人口減少が進む中で需要面から県営住宅を増やすのは問題があるとの意見があった。加えて、兵庫県は阪神淡路大震災の際に災害復興公営住宅を整備した結果、総住宅戸数に占める県営住宅の割合が2.2%で、全国平均(1.8%)より高い状況となっている。これらを踏まえて、県営住宅を約53,000戸から10年後に48,000戸とする計画としている。本事業は同計画に基づいた建替え事業であるため、現在の入居戸数を基に最低限必要な需要にのみ対応するという考え方である。

○委員

部屋タイプが4タイプあったが、現在の入居者をそのまま移した場合、どういう割合となるのか。

○事務局

基本的には、S、M、L、Oを2対5対2対1の比率で供給する。今回の入居世帯に対しては大まかなアンケート調査しか実施していないため、今後、具体的な入居世帯に合わせて、各タイプの数を若干、増減させる。また、他住宅におけるこれまでの実績では、結果的に、ほぼ2対5対2対1の割合となっている。

○委員

明石大久保南住宅では、第4住宅、第5住宅の跡地利用の予定はあるのか。

○事務局

第4住宅、第5住宅は、第1種低層住居専用地域に位置しているため、低層住宅しか建てることができない。このため、両住宅の集約を計画した。跡地利用については、民間事業者への売却を検討する。

○会長

メンテナンスはどうなっているのか。外観も気にするべき。

○事務局

メンテナンスは十分な状況ではないというのが現状。ただし、外壁のコンクリート片等が落下し、人的被害が出ないよう最低限の対策は行っている。日々のメンテナンス、計画的な保全、予防的な保全の重要性は認識しており、整備・管理計画においても位置づけている。

○委員

外来種や生物多様性とは別に、外部空間の緑化のあり方にはいろいろな問題がある。現況に対してどのように考えていくのか、環境適合性においてももう少し大きな方向性を提起すべきでは。管理が十分なされずに放置される状況も考えられるので、管理コストのかからない樹種を選定するとか。

○事務局

剪定の面などから、高齢者にも維持管理しやすい樹種を選定している。

なお、害虫の影響が危惧される桜のようなものでも、地域の住民が残してほしいというものについては建設計画に支障がない限り、残している。

○委員

屋上緑化を実施されているが、いつも使っているセダムは問題があるのでは。

○事務局

現在、セダムから変更し、タイトゴメという在来種を植えている。

○委員

昔、よく使っていたのが外来種のセダムだった。外来種なのか、在来種なのかという点で、現在は在来種を使うべく動いている。県で大きな方向を示していくというのが大事。

○会長

団地全体の改装があるときが一番のチャンス。どんな植栽が望ましいか、基本方針をつくって学識経験者の知恵も採用しながら、原案を作成し、住民と話をしていく、というのがよいと思うので、検討いただきたい。

○事務局

現在の植栽の報告も含め、今後相談させていただきたい。

○委員

県営住宅の整備計画の基本方針を説明いただきたい。

○事務局

本年5月に改定した「ひょうご県営住宅整備・管理計画」について説明する。

- ・ 目標とする管理戸数は53,000戸を10年後に48,000戸程度にする。
- ・ 誰もが安全で安心して暮らせる住まいの提供を目指し、耐震化率を97%（現在89%）、バリアフリー化率を75%（同59%）とする。
- ・ 地球環境・エネルギー問題への配慮として、建替え時にLED照明化を図る。
- ・ 次世代につなぐストックの有効活用・長寿命化として、予防保全的で計画的な修繕を実施し、耐用年数を延長させる。また、効率的な非現地建替など多様な整備手法を検討する。
- ・ 福祉施策や地域のまちづくりとの連携として、高齢者への見守り活動の強化、集会所の地域開放による地域コミュニティ形成への支援や空き住戸のグループホーム事業への活用を行う。
- ・ 地域創生への対応として、県外から移住定住者の受け皿となるように、入居要件の緩和を実施する。

○委員

県営住宅と市営・町営住宅の役割分担は。

○事務局

市営・町営住宅は、その市町の在住者しか入居できない。県営住宅は県内在住者であればよいので、市町域を超えた住宅事情に対応することに意味がある。

もう1つは、広域行政の利点を活かした取組みが可能で、DV被害者等が市内で住居を移転するよりも、より遠くで住宅を求めることができる。

また、大規模災害時に、市町が住宅を確保する際に、戸数が足りない場合に県営住宅は、市町営住宅を補完するという位置づけもある。

これまで、こんな住宅を市や町でもつくったらどうかというハード面での役割も果たしてきたが、今後はソフト面で、こんな管理の仕方が必要なのではないか、入居者に対するこういう配慮、取組みが必要なのではないかという、モデル的な取組みも行っていく。

(5) ほ場整備事業 片田地区【事務局から新規評価調書に基づき説明】

○会長

ほ場整備計画平面図において、区域中心の未着色の区域があるが、ここは何の作業が行われるのか。

○事務局

宅地の区域。宅地区域を除いて、農振農用地区域をほ場整備する。孫田川下流は整備済。南側（上流側）は今後、ほ場整備を検討していく。地域の合意形成が図られたため、今回、片田地区に着手する。

○会長

8経営体を32経営体に増やす計画だが、この集落の方がターゲットになると考えたらいいか。

○事務局

この集落が対象。経営規模が大きくないが、ほ場整備を行うことで、機械作業が可能となり、用排水も便利が良くなる。この地域の32名が認定農業者となって取り組んでいく。平均58歳、高齢の方もいるが、後継者もいる。

○委員

ドジョウ、メダカは全国的に絶滅危惧種。これらの生息をもとの形状に戻すのは賛成。他の先行事例を参考に深み、よどみを、ほ場整備で分断しないよう整備し個体群が永続的に続くように求める。

○事務局

土地改良法では、第1条に環境との調和に配慮することを明示している。整備する地区全てで環境配慮カルテを作成している。水路の管理は地元にお願います。農家にこの環境カルテを引き継いでいくことが課題。

○委員

費用便益費の算出について、営農経費節減効果が大きい。これは、労働時間短縮効果が金額換算されたものか。

○事務局

そのとおり。

○委員

今回スケジュールでは6年で完了という計画だが、事業者間での権利調整はうまく調整できる見込みはあるか。

○事務局

6年間で工事等換地まで進める。同意が得られない場合の例として、1つは、淡路では水利組合の調整に難航する。もう1つは、年中、作物を作っており休ませる時期がないこと。しかし、高齢化が進んでいるので、ほ場整備されてないと耕作放棄が出る。このような背景から地域の合意が図れた。ほ場整備は、換地まで含め地域で計画を作るが、現在、市の方に要望書が提出されている。今後、手続きの中で、地域で文書を確認したうえで事業に着手する。

○委員

永久畑はどういう意味か。

○事務局

水稻作付が制限されている畑のこと。もともとある畑は田にできない。畑として整備し畔を作らない。

○委員

実際にほ場整備を行って、当初の目的どおり、若い担い手がうまく想定したように育っているのか。また、作物生産がほ場整備事業が終わった後で、しっかりできているのかという検証はされているか。

○事務局

本年度に事後評価で報告をする予定の地区が淡路にあるので紹介する。野菜の生産量は1.6倍にする計画であったが、実際には1.9倍に拡大されている。経営体の数は、18が41と2.3倍に拡大。ほ場整備をすると意欲の高いところではしっかりと効果が出ているという状況。

○会長

片田地区の場合には、すぐ隣に人家は多いということで担い手ポテンシャルは非常に高いと思う。しかし、ポテンシャルがあるからといって、そのまま担い手になっていただけかどうかわからない。何らかの形での仕掛けが要る。この地区に限らず、そういう仕掛けについて何かお考えがあれば教えていただきたい。

○事務局

国の制度であるが、ほ場整備を進めるに当たり、担い手に農地を集積すると、その集積割合に応じて別途加算措置がある。地元負担は、一般的に12.5%であるが、地区の85%を担い手に集積させると、ほぼ地元負担なしでほ場整備ができるというインセンティブがある。

○委員

ほ場整備で大きく見込まれる効果としては、1つは水管理が楽になるということと、もう1つは大型の機械が導入でき、労働時間の短縮が図れるということだと思うが、機械を大型化するとコストがかかる。機械の共有化、効率化について展望があるか。

○事務局

片田地区では機械の共有化は考えていない。畑作は時期が集中するため、機械の共有化はよくない。水稻中心の地域では、機械の共同利用を越えて、経営を集落で行う集落営農を進めている。片田地区では、個人経営で野菜を作り、いいものをつくって、ブランド化を進めて利益を出そうというような動き。

以上